平成２３年（フ）第６８号
山形県鶴岡市羽黒町手向字東高森315番地１
債務者　太田　久勝
１　決定年月日時　平成23年11月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２３年（フ）第２９６号
埼玉県比企郡吉見町大字長谷971番地29
債務者　大島　満代
１　決定年月日時　平成23年11月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第４４２号
静岡県御殿場市東田中1888番地の30
債務者　橋本　佳子
１　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第４３２号
滋賀県草津市追分町784番地150
債務者　楢崎　恵子（旧姓内田）
１　決定年月日時　平成23年11月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４５８号
滋賀県甲賀市水口町東名坂172番地―105号、前住所滋賀県甲賀市水口町春日１番地11
債務者　池田　好美（旧姓奥谷）
１　決定年月日時　平成23年11月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４８３号
滋賀県栗東市綣１丁目１番17―202号
債務者　小川順子こと　李　　順子
１　決定年月日時　平成23年11月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１４０号
滋賀県東近江市御園町271番地６
債務者　松本　秀子
１　決定年月日時　平成23年11月11日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第１４４８号
京都府八幡市八幡園内50番地の53
債務者　中妻　智明
１　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１４４９号
京都府八幡市八幡園内50番地の53
債務者　中妻　美晃
１　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１４５０号
京都府八幡市八幡園内50番地の52
債務者　細川　　昇
１　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１４５１号
京都府八幡市八幡園内50番地の52
債務者　細川寿美代
１　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１４５２号
京都府八幡市八幡園内50番地の53
債務者　中妻　久子
１　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１５７１号
京都市上京区千本通五辻下る西五辻東町79番地　吉村方
債務者　上村　典子
１　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７６号
島根県出雲市中野町859番地15
債務者　岡田　淳子
１　決定年月日時　平成23年11月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２３年（フ）第１２０７号
広島県東広島市八本松町米満1172番地　ＭＩマンション203号
債務者　貞兼　忠治
１　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３１７号
香川県高松市上之町２丁目９番11号、申立時の住所香川県高松市田村町469番地　藤沢方
債務者　丹羽　幸子（旧姓近**藤**）
１　決定年月日時　平成23年11月14日午後３時15分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第１１５５号
福岡市早良区有田２丁目30番17号
債務者　山本ちはる
１　決定年月日時　平成23年11月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５２８号
福岡市南区若久４丁目17番２号
債務者　中原　久隆
１　決定年月日時　平成23年11月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部